

2 市町の協働実践事例

事例6 「広島市の協働の取組について」 ～ 広島市 …… 44

特長：多彩な協働の取組

広島市は、平成 11 年から「協働の理念に基づくまちづくり」を掲げ、これまで多彩な協働の取組を行っています。その中で、今回は、まちづくり活動支援基金を紹介します。

事例7 「協働のまちづくりへの取組について」 ～ 福山市 …… 47

特長：協働のためのシステムの構築と住民との対話

福山市は、住民との対話をしながら、協働のシステムである「協働のまちづくり」を精力的に進めています。これまでの流れ（指針・行動計画や補助金等）や現在の状況を紹介します。

事例8 「地方分権（権限移譲）から新しいみよしのまちづくりへ」～三次市… 51

特長：次代にふさわしい行政システムの構築に向けた取組

三次市は、自立した地域社会の構築をめざし、「協働のまちづくり」を進めています。権限移譲と協働を両輪としたまちづくりについての取組を紹介します。

事例9 「円卓会議による協働の取組について」 ～ 廿日市市 …… 55

特長：市民が地域課題を自ら考える円卓会議

廿日市市は、コミュニティ推進組織ごとに円卓会議を設置し、地域課題の解決に向けた取組を市民が自ら行っています。円卓会議の仕組みや市民と市役所の役割分担について紹介します。

事例10 「安芸高田市の協働のまちづくり」 ～安芸高田市 …… 59

特長：住民自治組織を中心とした協働のまちづくり

安芸高田市は、住民自治組織を中心とした協働のまちづくりを進めています。これは、旧高宮町で行われていたシステムで、地域と行政との長年に亘る対話により生まれたものです。合併を期に、市を挙げて協働のまちづくりに取り組んでいます。

問い合わせ先： 広島市市民活動推進課
TEL:082-504-2113 (ダイヤルイン)

本市は、第4次基本計画(平成11年策定)において、「協働の理念に基づくまちづくり」を本市のアイデンティティ形成のための取組として掲げ、「行財政改革大綱」においては、「自主的・自発的な活動を行う市民が、積極的にまちづくりに参加する市民主体の市政」を本市のあるべき姿に掲げています。

これにより、平成11年度から平成14年度まで「1局・区1協働事業の実施」を各局・区で取り組み、行政と市民、企業等との協働事業の促進を図ってきました。平成14年度でこの取組は終了しましたが、引き続き各課が協働事業に取り組み、様々なNPO等との協働事業が実施されています。そのうちの1つについて紹介します。

広島市まちづくり活動支援基金による助成事業

1 設立趣旨

市民の皆さんの自主的なまちづくり活動を支援し、市民、企業、行政の協働によるまちづくりを推進するための仕組みづくりとして、平成15年に、公益信託による「広島市まちづくり活動支援基金」を設立しました。

本基金の愛称は「ひと・まち広島未来づくりファンド」。また、この頭文字をとって通称「H^m (ふむふむ)」と名づけました。

2 基金の仕組みと特徴

「H^m (ふむふむ)」は、広島市が基金の運営母体である「(財) 広島市ひと・まちネットワーク」に拠出した約1億円を基に設立されました。「(財) 広島市ひと・まちネットワーク」は、公益信託として、地元金融機関に委託しています。また、基金に対する市民・企業からの寄附は随時受け付けています。

助成対象は、団体の活動段階等に応じて、団体育成助成部門、まちづくり活動発展助成部門、重点分野助成部門、緊急分野助成部門、まちづくり施設整備助成分野の5部門です。特に、(財)民間都市開発推進機構からの基金拠出を受け、平成18年度からまちづくり施設整備助成分野を新設したことで、ソフト面に加え、施設建設・改修等のハード面での助成が可能となりました。

助成決定の審査は主に市民を構成員とする運営委員会が公開で行い、助成開始後は中間活動発表会や最終活動発表会の機会を設けて、助成事業の成果や課題の共有化を図っています。また、公開審査会や活動発表会の開催に当たって、市民が企画と運営に携わっています。

こうした助成と運営の仕組みは、市民活動の自立性を損なわず、透明性、公平性を確保しながら、市民、企業、行政が支えていく活動資金提供の仕組みであり、市民活動の高度化や裾野の拡大に欠かせないものだと考えています。

	まちづくり活動助成分野				まちづくり施設整備助成分野
	団体育成助成部門	まちづくり活動発展助成部門	重点分野助成部門	緊急分野助成部門	
対 象	これからはじめようとしている活動、又はすでにはじめていますがまだ模索状態にある活動(設立後3年未満の団体)	実現可能性、先駆性、独創性及び実施効果等総合的に優れたもの。	本市の社会的な状況に鑑み、重点的に助成する必要があると認める分野のもの。	本市にかかわる突発的な事態が生じ、緊急的に助成する必要があると認める分野のもの。	本市の良好なまちづくりに資する施設等の新設、改修、保全等を対象に助成するもの。
助成額	5万円以内/件	50万円以内/件	100万円以内/件	特に定めない	300万円以内/件(事業経費の1/2を限度) ※平成19年度

3 これまでの成果

平成19年度までの5年間で延べ92団体に対し合計2,463万円を助成しています。

広島市まちづくり活動支援基金は、保健・医療、社会教育、まちづくり、文化・スポーツ、環境保全など、特定非営利活動促進法別表に掲げられた活動17分野を助成対象としているため、助成内容は多岐に渡るとともに、助成団体も広島市全域に広がっています。(右の写真は、広島市の地図に見立てた壁に、これまでの助成団体を貼って活動を紹介します。(平成19年3月ふむふむ活動展))



《平成19年度の助成事業》

平成19年度の助成先も様々な活動が選ばれています。里山整備と市民交流の場づくり、ウォーキング(マラソン)コース作り、駅前広場整備に伴うモニュメント設置事業など18事業を助成先として決定しました。また、平成19年度の重点分野助成部門は「街の美化」と「子どもを守る活動」をテーマとして挙げ募集しました。

《市民による支援》

公開審査会等の企画運営は、市民の主体的参加により、基金の事務局である(財)広島市ひと・まちネットワークと会のねらいや目指す目標について確認し合いながら実施されています。これは、基金が行政や企業だけでなく市民により支えられていくべきという考えによるものです。

市民の寄附金による支援だけでなく、公開審査会等の運営を、助成団体と同じ視点に立った市民が支援することで、まちづくりの気運を盛り上げ、活動団体同士のネットワークが拡大することを期待しています。



中間表会での情報交換の様子



4 今後の課題

今後の課題の一つは、基金の育成です。助成累計額は寄附金累計額を大きく上回っており、基金の取り崩しを行っているのが現状です。平成17年から公益信託の受託金融機関が寄附付きの投資信託を販売し、運用益の一部を「H m² (ふむふむ)」に寄附していただくシステムを構築しました。また、平成19年から、本市のまちづくり活動等に関する総合的な情報システムに企業等のバナー広告を掲出し、広告料収入の一部を「H m² (ふむふむ)」に拠出しています。

二つ目の課題は、運営方法の見直し。市民活動団体数が年々増加し続ける中で、本基金への応募団体数は伸び悩んでいます。その理由がどこにあるのか、積極的なPRに努めるとともに、本市の市民活動団体の実情等を見極めながら、ニーズにあった対応を心がけていきたいと考えています。

問い合わせ先：福山市協働のまちづくり課
TEL:084-928-1051（ダイヤルイン）

1 はじめに

現在全国各地において、特色あるまちづくりが進められていますが、約50年前、市民が戦災復興と平和への願いを込め、空き地に“ばら”を一本一本持ち寄って植え、行政が公園として整備し、福山市のシンボルである「ばら公園」になった“ばらのまちづくり”の歴史があります。

こうした取組みは、今では多くの市民が参画し、市民と行政がともに創り上げる「福山ばら祭」へとつながっており、協働のまちづくりの原点となっています。

2 本市の地域活動の特色

- ①各小学校区に79の公民館（館長1，公民館主事2…非常勤嘱託職員）を設置
- ②各小学校区に自治会（町内会）連合会が組織化され、その他各種民主団体も自主的な活動を実施
- ③各小学校区に人権啓発、地域のまちづくり、地域行事への支援を行う市役所に勤務する職員で構成する「在住行政職員の会」の設置
- ④年に1回約1000の自治会（町内会）において、人権問題や地域の身近な課題解決に向けた話し合いの場として「地域別住民学習会」が27年間にわたって実施
このように、自治会（町内会）・小学校区を単位に公民館活動や社会教育活動やまちづくり事業がなされ、地域の活性化が図られています。

3 取組みの経過

本市の特性を活かした住民と行政との協働のまちづくりを継続し、持続させるシステムづくりを行うため、

2005年4月…市民局市民部に「まちづくり推進課」の設置、市民参加による「協働のまちづくり指針策定懇談会」の設置

2005年7月…協働のまちづくりのガイドラインとなる「福山市協働のまちづくり指針」の策定

2006年2月…協働のまちづくりの具体的内容を示した「協働のまちづくり行動計画」の策定

2006年1～3月 市民を対象とした協働のまちづくりブロック説明会の開催

ブロック説明会では、当初「“協働のまちづくり”とは何か、よくわからない」「協働ということで、行政は地域に行政サービスを丸投げするのか」「非常に短期間で拙速ではないか」との地域からのさまざまな意見がありました。

しかし、各学区に出向いての協働のまちづくりの説明会や各種団体別説明会・ブロック別説明会を数多く開催していくことで、今後のまちづくりの方向性、住民と行政との関係性や市民意識の転換の必要性、これまでの地域活動に「協働」の視点を加えること等地域の方々の理解も次第に得られてきました。

こうして本市の協働のまちづくりは、

2006年4月…「協働のまちづくり課」に名称変更し、全学区に「まちづくり推進委員会」を設立するとともに、

- ①地域を主体とした地域課題の解決・地域の活性化を目的としたまちづくり
 - ②ボランティア・NPOの専門性や特性を生かしたまちづくり
- の両輪で、本格的に協働のまちづくり事業がスタートしました。

4 協働のまちづくりの概要

(1) 地域への補助金の統合・地域まちづくり推進事業の創設

これまで地域に対する補助金は、縦割り行政の中でそれぞれの団体に交付され、その補助金の使途もその目的に限定されていました。こうしたことから、本市では地域を対象として交付していた町内会育成費等6つの補助金を統合し、住民主体の地域づくりに向け、地域課題や地域の特性に応じた事業に対して、柔軟に取組めるよう「地域まちづくり推進事業補助金」として整理しました。

(2) 学区まちづくり推進委員会の設置

この委員会は小学校区を単位とし、住民主体の地域づくりに向けて、協働のまちづくりを推進していくため、みんなで話し合い、考え、活動に取組むことを目的に、地域の各種団体の代表者等で構成された組織で、全ての小学校区に設立されました。

また、在住行政職員の会は、円滑な事業推進のため地域と行政とのパイプ役として必ず参画することとしました。

まちづくり推進委員会は、次の三つの事業を実施しています。

①地域課題に取り組む事業

児童の健全育成、生涯学習講座、地域福祉活動、人権学習講演会等

②地域の活性化に向けた事業

夏祭り、運動会、文化祭、郷土芸能文化の保存、地域の資源を生かしたイベント等

③コミュニティの育成に取り組む事業

単位町内会活動の支援、ごみの分別事業、花いっぱい運動の実施等

(3) 協働のまちづくり基金の設立

地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりをめざし、協働のまちづくりを安定的・継続的に推進するため、2005年12月に「協働のまちづくり基金」を設置しました。(当初5億円、毎年5,000万円の取り崩し)

(4) 協働のまちづくり事業審査会の設置

協働のまちづくり基金を活用した提案型事業の審査にあたっては、市民、有識者等で構成した9名の「協働のまちづくり事業審査会」を設置し審査を行いました。

補助金決定までのフロー図

- 選定方法：1次審査、2次審査で公益性・適性・有効性・特性・将来性を審査



5 協働のまちづくり基金を活用した提案型事業一覧

I キーワードモデル事業 【学区提案型】	地域の課題解決や活性化、特性を活かした事業に対する支援 上限30万円 79学区(町)
II キーワードモデル事業 【ボランティア・NPO等提案型】	ボランティア・NPO等の専門性を活かした事業に対する支援 上限30万円 20団体
III ふくやまの魅力づくり事業	ふくやまの魅力の創出を目的とした自主的・公益的な事業に対する支援 50万円～100万円 15団体
IV 協働のばら花壇整備事業	地域団体等が自主的に地域ばら花壇を整備する事業に対する支援 上限10万円 30団体

協働のまちづくり事業支援実績

事業名称	06年度		07年度12月現在	
	採択数	申請数	採択数	申請数
I キーワードモデル事業 【学区提案型】	79	79	79	79
II キーワードモデル事業 【ボランティア・NPO等提案型】	18	44	23	40
III ふくやまの魅力づくり事業	11	19	9	15
IV 協働ばら花壇整備事業 (07年度より)	-	-	21	24

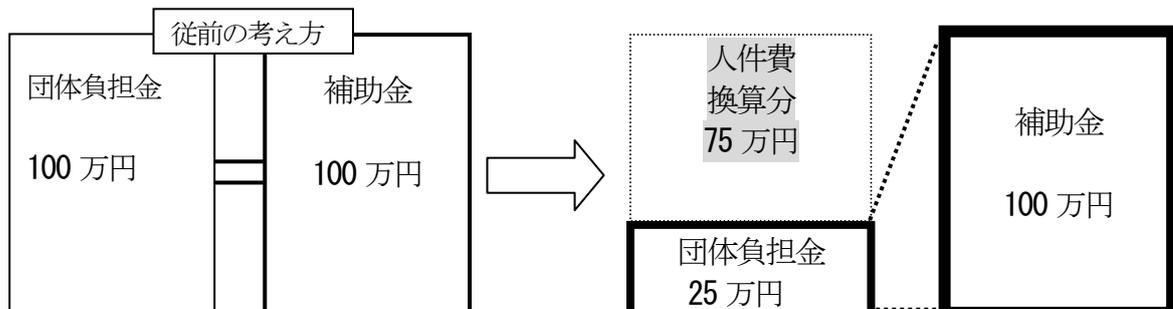
ふくやまの魅力づくり事業における福山版マッチングファンドとは

その特長は、市民活動団体等の有する専門的知識や人的資源を有効に活用できるよう、ボランティアによる人的貢献を人件費に換算し、団体負担金として補助対象額に算入できるものとしています。

本市では、人件費換算を「1時間500円×時間数×ボランティアの人数」としました。

例えば、会議や事前の準備、当日の運営等で30人のボランティアが10日間で50時間とすると、人件費換算分は75万円(30人×50時間×500円)となり、仮に自己資金が25万円(※10万円以上必要)ありますと、合計で100万円となり、同額の100万円を補助金として支給するものです。

このように、一定の自己資金があり、多くのボランティアの力を結集させることで、より大きな事業が展開できる仕組みとすることができました。



<協働事業実践事例>

「地域食材・食品販売ふれあい事業」



高齢化と過疎が進む山野町では、町で唯一の店舗が閉店となり、地元で買い物ができなくなり、高齢者を始め多くの方が不便を感じていました。「千円の買い物に千円のバス代がかかる」との声に地域の女性会が立ち上がり、事業補助金をもとに「キラリやまの」を開店しました。

このことにより、地域の活性化・高齢者同士の交流等の大きな効果が現れています。

「市民による人権・平和の広域事業」



福山市内の8割を焼失した「福山大空襲」をもとに、「命の尊さ、人権、平和の大切さ」を広く伝え、平和について子どもたちから大人まで考える機会となる朗読劇をこの夏に開催したものです。

子どもたちには、台本を読み演じることで戦争の怖さや福山の歴史を知ることができ、命の尊さが学習できました。

「子育て支援と地域理解促進事業」



福山を紹介する内容の劇「ふくやま大好きジャンケンジャー」や福山市立女子短大のオリジナル教材「二上りリズム」を発展させた「カッチンくん（ペットボトルを再利用し作成）とおどろう、二上がりリズム」を開発、「福山の子どもたちにもっと地域のことを知ってもらおう」という目的で、地域へ出向き福山市をPRしています。

2008年3月には、海外に出向いて発表する予定です。

「福山古墳ロード整備事業」



県内でも有数の古墳が分布する福山市北部の古墳を広く市民に紹介、公開することによって文化財の保存を図り、学校教育や生涯学習の場として役立てることを目的に「古墳ロード」を作りました。

2007年3月の完成見学会には約200名の市民の参加がありました。

2008年3月には、さらに2コースが完成する予定です。

地方分権（権限移譲）から新しいみよしのまちづくりへ

問い合わせ先：三次市自治振興課

TEL:0824-64-0091（ダイヤルイン）

1 地方分権の推進

中央集権型システムは、わが国の急速な近代化と経済発展に寄与してきましたが、権限・財源など過度に中央に集中させ、地方の活力を奪ってきた点や、統一性と公平性を重視するあまり、地域的な諸条件や多様性を軽視し、地域ごとの個性を發揮できないという弊害をもたらしてきました。結果として国民の多くが真の豊かさを実感できない原因の一端となっています。この状況を解消するため、三次市では自己決定するとともに、その責任も自分たちが負うという行政システムを構築し、次の時代にふさわしい地方自治を確立すること、本市がめざす「特色を活かしたまちづくり」に向けて地方分権を強力に推進しています。

2 自己決定・自己責任・自己完結型の行政をめざして

真の地方分権の実現をめざすひとつの手段として、広島県の分権改革推進計画に基づき平成17年3月に広島県から5年間で141項目の事務・権限の移譲を進める「広島県・三次市事務移譲具体化プログラム」を策定して権限移譲に積極的に取り組んでいます。

県庁や地域事務所よりは、市民に身近な市役所で色々な申請や手続きができることがサービスの向上になります。例えば、パスポート申請は今まで、県地域事務所まで週1回しか申請ができませんでしたが、現在は、市役所で毎日手続きができるようになりました。さらに平成19年10月から、土・日曜日にも市役所本庁においてパスポートの申請受付及び交付、住民票の写しの交付、戸籍謄抄本の交付、婚姻や出生届など戸籍に関する届出、印鑑登録証明書の交付なども行えるようにし、市民の利便性の向上に努めています。

また、建築確認事務、身体障害者手帳の申請・交付事務や市内県道の管理業務などの移譲を実現し、さらに現在は、都市計画決定権の移譲や婦人相談所・知的障害者更生相談所の設置などを提案し、自己決定・自己責任による個性豊かな地域社会の創造に向けて広島県のトップランナーとして走り続けています。

3 特色ある地域づくりを支援

本市には19の住民自治組織があります。各住民自治組織においては、特色ある地域づくり・まちづくりを地域住民自らの手で決定し、進めるため、10年後を目途とし地域の将来像を描いた「地域まちづくりビジョン」を策定しています。これは、地域版の総合計画書にあたるもので、地域によって進捗度はまちまちではありますが、ビジョンの実現に向けた取り組みが各地で進められています。

市からのサポートとして、自治振興部自治振興室及び7支所（地域振興グループ）に、「まちづくりサポートセンター」を設置し、地域まちづくりビジョンの策定や地域活動に対し助言や支援を行っています。また、平素の活動や地域まちづくりビジョン実現の取り組みについては、自治組織の活動基盤補助である「基本枠支援」と、地域の企画に基づく事業に応じて行う補助である「活性化枠支援」の2つの補助金により財的なサポートを行うとともに、地域の人材を育成するための地域リーダー養成講座などの研修事業も開催しています。



三次市住民自治組織連合会定例会

また、平成18年度から市内各施設に指定管理者制度を導入し、住民自治組織の拠点である、コミュニティセンター（※1）や生涯学習センター、自治交流センター等は住民自治組織を指定管理者としました。これは、地域の活動拠点施設を明確にするとともに、地域自ら管理することでコスト意識も生まれ、地域づくりと地域経営に住民が積極的に関わり、自立した自治意識が育まれることを期待したものです。

（※1）公民館をコミュニティセンターと改称。平成17年度から所管を教育委員会部局から市長部局とした。

4 三次市まち・ゆめ基本条例の制定

こうした活動のバックボーンとなっているのは、平成18年4月から施行された、「三次市まち・ゆめ基本条例」です。

この条例は、「人々がふれあい輝く自治のまち」をめざし、これからの「協働のまちづくり」を進めるための理念及び目標を定めるものです。同時に地方自治の本旨にのっとり、まちづくりの主体である市民、市議会及び市が、信頼関係を基本にそれぞれの役割と責務を明らかにして、自律した地域社会をつくるための基本的な考え方を定めたものです。

○市民による手作りの条例

大きな背景として、地方分権の流れや少子高齢社会の到来、あるいは、自発的な市民活動や地域のまちづくりが数多く取り込まれるなど、三次市だけでなく、全国の自治体がこうした動きに対応していくことが求められていることは、言うまでもないことです。

こうした状況に加え、本市は平成16年4月、8市町村がひとつの「まち」になりました。

これまで旧市町村ごとに育まれてきた自治の気風をはじめ、地域の個性や知恵を活かした地域独自の取り組み等を受継ぎながら、新しい時代の自治体として再編成を行い、時代に見合っ



条例づくりに向けた「市民フォーラム」の開催

た新しいまちづくりを進めるための統一した指針が必要となりました。

平成17年1月に15名の市民委員で構成された、「(仮称)まちづくり基本条例検討委員会」を設置し、地域懇談会や市民フォーラム等でたくさんの意見をいただきながら、24回に及ぶ議論を重ね、市民の手による条例の原案づくりを行ってきました。

本条例の特徴的なことは、条例を作るまでのプロセスの中で、条例の内容に市民の多様な意見・意思が反映されることが最も重要だと考え、策定プロセスに市民参加の手法を積極的に取り入れたこと、市民委員が策定した原案をそのまま生かし、条文を平易で読みやすい表現としていることです。この条例の理念は「まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです。」と定義しています。まちづくりとは、暮らしそのものであり、しあわせになるために行うものです。しあわせをめざすことは、普遍的なものであり、まちづくりを行うにあたっては、市民と市議会及び市が対等な関係で理解を深めながら行わなければなりません。

これまでの市政は、市民、市議会、そして市がそれぞれの立場で、市民のしあわせを実現してきました。しかし、市民の価値観の多様化や地域課題の高度化、複雑化によって、少子高齢化や環境問題などこれまでの対応では解決することが困難な状況が多く生まれています。これまで以上に市民と市議会及び市が信頼関係を築き、共通する目標に向って、お互いに果たすべき責任と役割を自覚し、地方自治の本旨に則り、「協働のまちづくり」を進めていくことが、これからの三次市のまちづくりの基本となります。そのために必要となる考え方や仕組みを条

例として定めたものが『三次市まち・ゆめ基本条例』です。

市民が主体的に自らの地域を創造し、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことで「市民が主役のまちづくり」を実現できると考えています。

○条例制定ではじまるまちづくり

条例には、三次市がめざす自治のあり方や、その仕組みを分かりやすく示していることから、今後、三次市の自治を推進していくための「よりどころ」となります。また、市民参加の基本的な考え方やその方法も明示しており、市民のまちづくりへの参加がより一層促進されることが期待されます。

この条例は、制定すればそれでよいというものではなく、市民自治を推進していくための「仕組み」として、市民の皆さんに活用されて初めてその効果が生まれてきます。市民、議会及び市が目的と情報を共有し、まちづくりを行うことにより、多様化する市民ニーズに応え得る公共サービスの提供やまちづくりを推進していくことが可能になり、条例の理念に掲げる「市民のしあわせ」を実現できると確信しています。

平成18年度には、新しいみよしづくりのためにと題した「まち・ゆめハンドブック」を各戸に配り、市民にわかりやすくお知らせしています。また、今年度はこのハンドブックを用いて市内の小学生、中学生との「新しいみよしづくり」についてワークショップを開催し、キッズ版「まちづくりブック」の作成を予定しています。



次に本市で行われている協働の事例のひとつをご紹介します。

「まちづくり夢☆会議」
市内中学生によるワークショップ

～ 協働の事例「上田地区巡回タクシー」～

○協働の背景

上田地区は、日常通院や買物など、地域内では全てを完結することができないため、何らかの方法で、地域外で用事をすまさなければならない状況でした。自家用車以外の交通手段は、朝夕1往復の路線バスがありましたが、塩町中学校への通学にあわせた運行をしているため、通院や買物で使おうと思っても、時間帯と行き先があわず利用できない状況でした。なんとかこの状況を改善したいと町内会で協議する中で、地域の共通課題となり、市役所へ相談にこられました。

○協働の内容

当時の市には、このような状況に対応する制度はなく、町内会のみなさんと市職員で、知恵を出し合った結果、タクシーを共同利用しようという結論になりました。そこで、町内会からタクシー会社へ状況を話し、相談してみたところ「やってみましょう」という答えをいただき、タクシーを地域のみなさんで共同利用する巡回タクシー事業が、町内会事業としてスタートしました。

この巡回タクシーの運営は、タクシーの依頼や乗る人の取りまとめ、支払いなどの事務を、地域が担っています。これを受け市では、上田地区以外にもこのような状況があること、今後も高齢化などが進むため、同様のニーズが生まれることなどから、制度として位置づけ支援していく必要があると判断し、運行経費の1/2を市が負担する仕組み「高齢者等巡回タクシー運行事業」を制度化しました。現在は、「三次市民タクシー」制度として引き継がれ、市内8つの利用組合が、通院や買物に利用されています。

○協働の成果

地域の困りごとを出発点にした取組みで、利用者は、便利よく買物・通院できるようになり、さらには、みんなで利用することと、市の補助制度があるため、一人で利用するよりも大幅な低料金で利用できるようになりました。また、上田地区からスタートしたこの仕組みが、制度化できたために、上田地区だけにとどまらずその他の同じような地域でも利用できることとなり、地域の利便性が飛躍的に向上しました。

このように、それぞれの主体が、できることを、役割分担しながら行うことで、それぞれがしあわせを実感する仕組みをつくることができました。

5 選ばれる「三次市」をめざして ～

市民が主役のまちづくりを進めるにあたって、人口減少による地域経済や地域活力の低下などが、地域社会に与える影響には大きなものがあります。

人口の減少は、我々の生活に不可欠な「消費行動」からみた場合、消費需要を確実に減らししているだけでなく、就業者数の減少により雇用者全体の所得額を減少させ、消費減退の圧力を加えているとされるなど、様々な分野において負の影響を及ぼします。

人口減少の最大の要因である人口の流出を押さえるため、三次第Ⅲ期地区工業団地の造成や求人情報の提供などの、雇用対策を中心に、地域の将来を支えていく若者の流出を抑え、安心して子どもを産み育てられるための多様な支援と、高齢者や障害をお持ちの方等あらゆる人にやさしい施策を展開していきます。

平成18年度に職員プロジェクトから発案された「オアシス三次！～人口増加推進プラン～」を推進し、人口増加が期待できる施策を、あらゆる場面やケースに応じて展開することで、子どもたちと元気なおじいちゃん、おばあちゃんの笑い声が響き、市民みんなが安心して快適に生活できること。そして、三次市以外の方が一人でも多く三次を訪れ、三次のすばらしさを肌で感じていただき、定住していただくことによって、地域の活性化を増幅させ、自己資本により自主運営のできる、どこの自治体にも負けない、選ばれる「三次市」～オアシス三次！～になれることを目標に今後も走り続けていきます。中央集権型システムは、わが国の急速な近代化と経済発展に寄与してきましたが、権限・財源など過度に中央に集中させ、地方の活力を奪ってきた点や、統一性と公平性を重視するあまり、地域的な諸条件や多様性を軽視し、地域ごとの個性を発揮できないという弊害をもたらしてきました。結果として国民の多くが真の豊かさを実感できない原因の一端となっています。この状況を解消するため、三次市では自己決定するとともに、その責任も自分たちが負うという行政システムを構築し、次の時代にふさわしい地方自治を確立すること、本市がめざす「特色を活かしたまちづくり」に向けて地方分権を強力に推進しています。



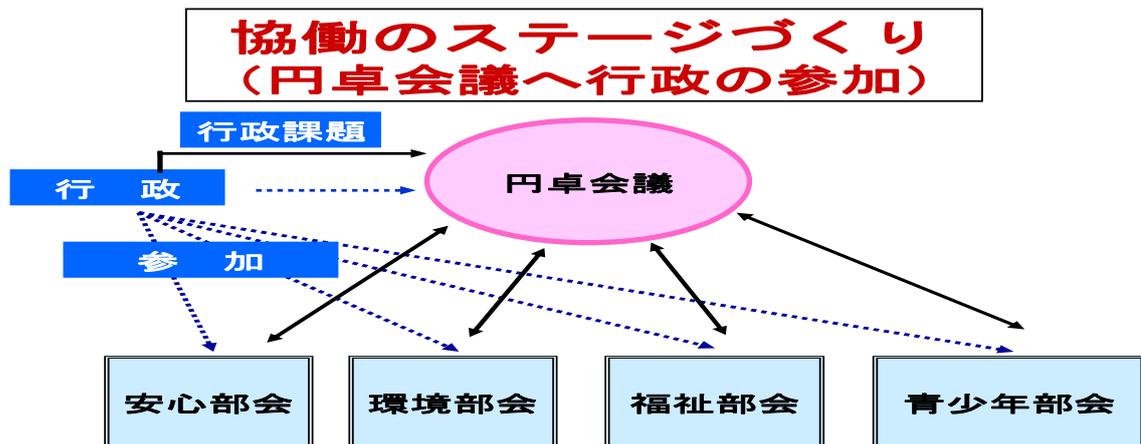
問い合わせ先：廿日市市地域協働課
TEL:0829-32-3741 (ダイヤルイン)

1 概要

市民と行政（職員）が一緒になって平成12年度に策定した「コミュニティ推進プラン」は、パートナーシップ（信頼関係）によるまちづくりを基本的な考え方とし、行政側の実現化方策と、各地区（原則、小学校区単位）において、市民が主体的に策定する「地区別実施計画」により構成されている。

この「地区別実施計画」の策定や地域づくりを「考える場」、「話し合う場」、「実践する場」として、各地区のコミュニティ推進組織を中心に「円卓会議」が設置されている。

「円卓会議」では、高齢者サロンの開設などの地域福祉、子どもの見守りなどの安心安全など、身近な地域課題の解決に向けた取り組みを市民が主体的に行っている。また、この「円卓会議」に市職員が参加するという仕組みを確立し、職員が地域ニーズを直接、肌で感じながら、市民と行政（職員）の双方の協働によるまちづくりを推進していきたいと考えている。



2 経緯

廿日市市では、市民と行政のパートナーシップを基礎とした、市民の意欲や能力、さらにはその活用が十分に発揮される都市を理想としてきた。この市民によるまちづくりの基盤となるものが、地区コミュニティであり、その意見集約や調整機能、地域課題の解決につながる自主的な活動に大きな期待を寄せている。

しかしながら、町内会・自治会等の地縁コミュニティを取り巻く環境は、無関心層の増大や地域の連帯意識の希薄化など決して好ましい状況になく、また、地域を超えてさまざまな分野で活躍するテーマコミュニティには、行政の柔軟な支援や理解が不十分であるとの指摘があった。このような現状を改善し、コミュニティの活性化を図るため、市民と行政双方の協働によるまちづくりの指針として「コミュニティ推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定した。

このようなことから、プラン策定にあたっては、多くの市民の方々に参加していただき、その意見やアイデアを十分に反映させるよう努めた。プラン策定後は、地域づくりの指針となる「地区別実施計画」を策定していただいたが、この策定作業の母体となったのが廿日市市で「円卓会議」と呼ばれている地区ごとの市民ネットワークである。

廿日市市は、平成15年3月1日に、佐伯町、吉和村と、平成17年11月3日に、大野町、宮島町と合併し、人口は118,584人（平成19年10月1日現在）、面積は約490km²と

なった。合併後におけるまちづくりの基本テーマを「連携・交流・融合」とし、それぞれの地域特性を生かしながら、一体的なまちづくりを推進し、新たな活力や質の高い市民生活を創造する「広島県西部の拠点都市」を目指している。

このことは、プランの具現化に他ならず、既にコミュニティ組織が存在していた大野地域を除く、佐伯、吉和、宮島地域においてコミュニティ推進組織（「円卓会議」）の設立を促進してきた。合併から2年を迎えようとする本年9月4日、宮島地域において「宮島地域コミュニティ推進協議会」が設立され、市内全域においてコミュニティ推進組織（「円卓会議」）が設立されたことから、廿日市市では平成20年度を「地域協働元年」と位置付け、市民と地域、地域と行政がきちんとつながり、一人ひとりが大切にされる温かみのあるまちづくり、地域づくりを進めていくこととしている。

3 取り組みの内容

(1) 地域づくり支援事業

幅広い市民参加により円卓会議において策定された「地区別実施計画」に基づいて、地域において実践される地域づくり事業に対し、市では地域づくり支援事業助成金を交付し財政支援を行っている。

一例を挙げると、地域課題を解決する事業として、廿日市地域の大規模団地である宮園地区では、ゴミやペットの糞で枯れていた街路樹を地域住民の手により植え替えた。また、海拔ゼロメートル地帯を含む地御前地区においては、潮廻しの悪臭やユスリ蚊に悩まされていたが、潮廻しに海水を取り込んでどうかとの地域住民のアイデアから、扉門を開け海水を取り込んだところユスリ蚊が発生しなくなり環境改善が図られた。いずれの事業についても、市の担当課である建設部維持管理課及び都市部下水道課職員が一緒に参加し、双方の役割分担のもと課題解決に取り組んだものである。

地域づくり支援事業の活用例

(左は宮園地区の街路樹植え替えの様子、右は地御前地区の潮廻しと扉門)



(2) 市民活動センターの設立

幅広い市民参加による協働のまちづくりを積極的に推進するため、市民活動団体相互、市民活動団体と行政をつなぐ中間支援を行うことを目的として、平成18年4月1日に「市民活動センター」を設置した。市民活動センターは、複数の市民活動団体により構成される「市民活動センター運営協議会」が運営する「公設市民運営」の施設となっている。

運営協議会は、今回市内で開催した「地域づくりを考えるワークショップ」（地域円卓会議）の企画運営の支援を行った。これからは、市域全体の課題を議論する「大きな円卓会議」のプラットフォームとしての機能強化を図ることとしたい。

(3) 総合計画の策定をきっかけとして

廿日市市においては、現在、合併後のまちづくりの指針となる「第5次総合計画」を策定中である。まちづくりの目標の共有や対話のプロセスを重視することから「地域づくりを考えるワークショップ」（地域円卓会議）を各地域（旧市町村単位）において開催し、各地域の地域像やまちづくりのアイデア（地域ごとの10のプロジェクトの選定）などについて話し合ってきた。

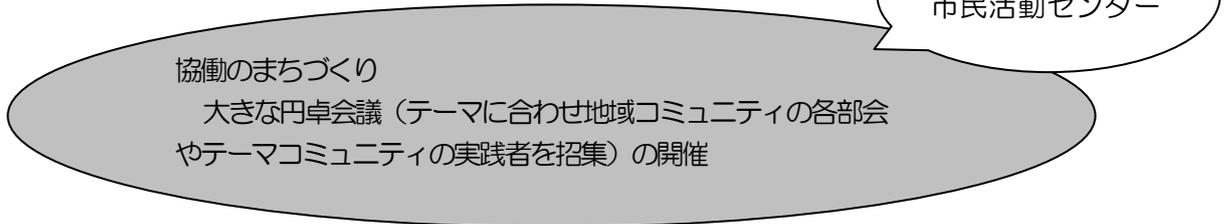
この地域円卓会議は、各支所が市民活動センターと連携して企画運営しているが、地域ごとに異なるテーマに応じた部署の職員も参加しており、その内容を総合計画や個別計画に反映させることとしている。職員は、地域ニーズを的確に把握することができるだけでなく、対話を繰り返すことによりコミュニケーション能力を向上させることができるなど、職員の意識改革や能力開発にも寄与している。また、市民は参加者間の情報共有や他地域との連携を模索するほか、行政との双方向の話し合いの機会となっており、この地域円卓会議をきっかけに市民と行政の協働によるまちづくりを加速させることとしている。

(4) 公民館をもっと身近で便利に

公民館は地域に親しまれる施設として、様々な活動に利用されている。そのなかには、地域課題の解決に向けた取り組みや新たな事業の企画もある。そのような地域での話し合いにおいては、行政との連携の仕方や行政制度などの基礎的な情報が求められていることがプラン策定をとおして見えてきた。これからの公民館は、地域活動へのサポートのあり方を整理し、市民との協働による地域づくりを推進するための機能を充実することが求められる。

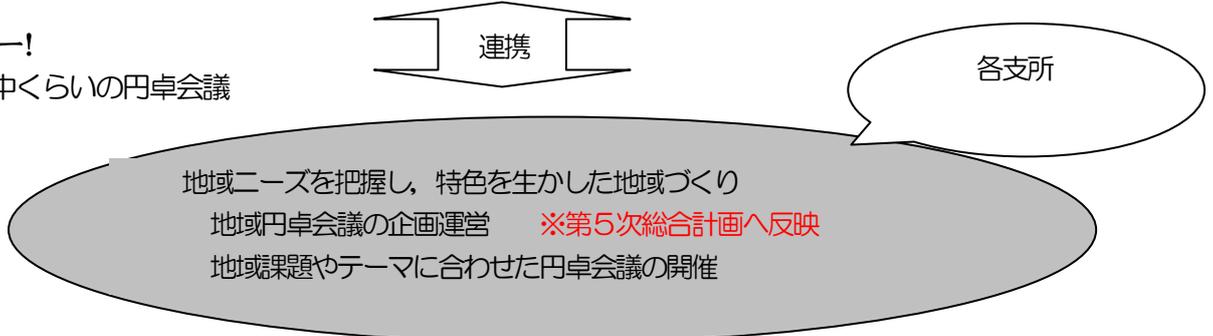
つながる円卓会議のイメージ

■大きな円卓会議



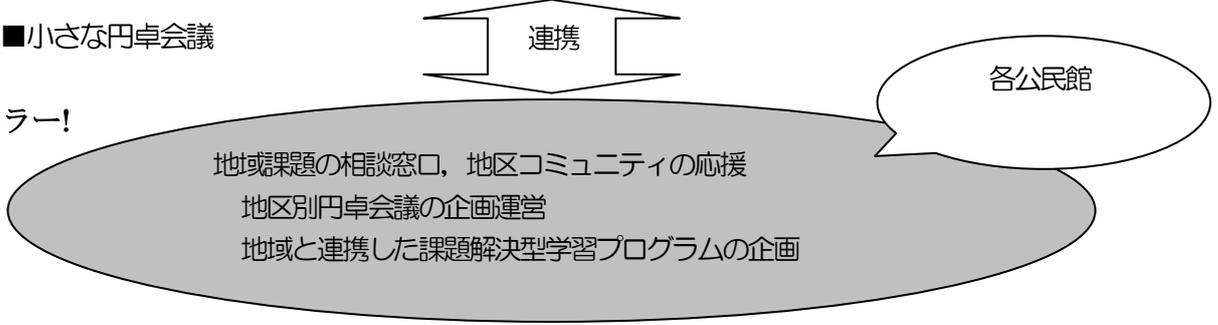
エラー!

■中くらいの円卓会議



■小さな円卓会議

エラー!



4 地域協働のまちづくりに向けて（地域づくりを考えるワークショップから見てきたもの）

(1) 日常的な円卓会議の開催

地域に密着した支所の企画運営により、市民と職員が中立のファシリテータのもとで開催された「地域づくりを考えるワークショップ」（地域円卓会議）は、参加者から好意的に受け入れられることが確認された。このため、今後はこの手法を協働のまちづくりのシステム構築の柱として位置付け、継続していくことが必要である。

(2) ワークショップ大好き職員の育成

各地域において本格的に地域円卓会議を開催するためには、これを運営する人材が数多く必要となる。ファシリテータが1人いるだけでは、小規模な円卓会議しか開催できない。今回の地域円卓会議のような大規模なワークショップでは、ファシリテータのほかに職員が各テーブルの準備や進行補助、記録を担うことで開催が可能となったものである。職員は、この役割を体験する中で、ワークショップの企画や運営技術を習得し、ノウハウが蓄積され、継承されていく。このような人材を育成し、協働のまちづくりの大きな推進力とするためには、多くの職員がワークショップに参加することを可能とするとともに、意欲のある職員のスキルアップを支援する仕組みが必要である。

(3) 自治体経営スキームの構築

今回の地域円卓会議を通して、各地域では自分たちのまちづくりを自分たちで考え、解決策を編み出せることが確認された。また、それらは手法や考え方においても地域性を反映させたものとなった。各支所単位で地域とともに個性的な地域づくりを推進できる政策が、総合計画に組み込まれ、また、自治体経営の柱として協働のまちづくりが位置付けられることが必要である。

(4) 地域の自主的な取組みへの支援

今回の地域円卓会議は市の主催により開催したが、地域が主体的に進めるまちづくりが継続的に展開されるためには、行政からのきっかけづくりやワークショップの運営支援が必要となる場合が考えられる。取組み内容が多様な地域での活動を支援するためには、市民活動センターや支所担当課、地区の活動拠点である公民館などが連携して取り組みの支援を行う必要がある。支援内容は、補助金等の財政的なものだけでなく、人材の紹介や企画運営に関するアドバイスなど多様なメニューを用意する必要がある。

ワークショップの様子

(左は吉和地域のワークショップ、右は宮島小・宮島中学校のこどものワークショップ)

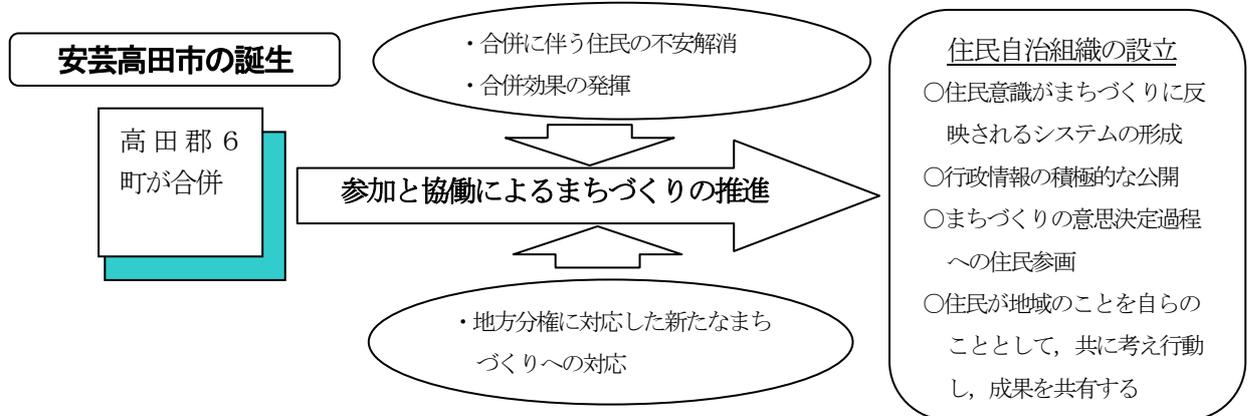


問い合わせ先： 安芸高田市自治振興課
TEL:0826-42-5617 (ダイヤルイン)

1 まちづくりの概要

安芸高田市は、広島県の中北部の中山間地域に位置し、面積538.17k㎡、人口約33,000人の市です。

合併前、高田郡六町合併協議会で住民自治組織によるまちづくりを、新市で進めて行く事が決まりました。この住民自治組織は、行政と住民がお互いに汗を流し合って、地域をよくしていこうという組織です。また、合併で生じる様々な不安や、日々の住民活動を通じて得た経験に基づく施策や事業を行政に提言する機能、新市建設計画の執行状況の把握等の機能を持った「まちづくり委員会」を条例で定め、設置していくこととし、その代表を住民自治組織から出すことにしました。これにより、地域住民の声を直接反映できる仕組みをつくりました。



旧高宮町では、毎年、地域振興懇談会が行われていました。この懇談会で、特に注目すべき点は、名実共に、住民自治組織の共催により開催していたということがあげられます。行政と対等の立場で「まちづくりに参画していく」という姿勢を明らかにした結果、これまで、地域からの要望をあげていた住民も、行政施策による問題解決の限界を実感し、懇談会の企画も、「シンポジウム」「パネルでディスカッション」など画期的な試みがなされました。行政も「地域課題の理解、行政支援、施策による問題解決」を共に考え、行政で行うべきこと。地域で取り組むべきこと。お互い協力、連携して行うこと。という役割分担が明確にされ、新たな地域の連帯と地域主導によるまちづくりの実現が長年の「対話」の結果生まれました。

高田郡6町の合併協議が進む中で、住民の意向が施策に反映されるシステムを構築する必要性がありました。こうした旧高宮町の先発事例を参考にしながら、合併を目前に、それぞれの町で住民自治組織の設立の取り組みが行われました。この組織設立については、行政主導で画一化した立ち上げを促すのではなく、地域の実態にあった組織の設立をめざしました。これにより、旧来のコミュニティが図られた区域で、住民自治組織が設立され、既存の住民自治組織に加えて合計32の住民自治組織が生まれました。市域全体で設立された、この32の組織はすべて、地縁型の組織で、地域福祉、環境美化、防犯、防災、広報など広範囲な活動を行っています。

○協働の事例

これまで、行政は住民に公平で均一を原則としたサービスの提供を行ってきています。しかし、近年、多様化、複雑化する住民ニーズや地域課題に的確に対応していくためには、公平性や平等

性を原則とする行政の限界や財政面での制約などから、画一的な行政サービス対応では難しくなっています。今回の合併により、それぞれ特色をもった町村が一つになり、結果的に市内の行政サービスにムラが生じてきています。

例えば安芸高田市では放課後児童対策（児童クラブ・放課後子ども教室）の課題がありました。合併した6つの町のうち、放課後児童の受け入れ施設や受け入れ態勢が整っていないのは高宮町だけでした。当初、一部の住民自治組織が自主事業で放課後、児童を預かる事業を展開していました。支所別懇談会において住民自治組織よりこの事が提起され、アンケート調査が行われました。アンケートの結果を踏まえ、保護者会や住民自治組織と連携しながら対応することになりました。しかし、国県の補助対象事業に足るための10名以上の利用者を募ることはできませんでした。保護者の方々がこの事をどう受け止めるかが課題となりました。もともと、住民自治組織が自主事業で放課後、子どもを預かる事業を展開していたため、地域のお年よりは自分の孫は出来るだけ自分たちでみるということが定着していたことも利用希望者が少なかった理由の一つです。市も、10名未満の利用者では「放課後児童健全育成事業」を利用しての事業展開が困難な状況にありました。その後、住民自治組織、保護者会等の協議を繰り返し、将来、国県の補助対象事業を活用した児童クラブ開設による展望を考慮した上で、小規模児童クラブを市単独事業として開設できるよう体制を整えました。これは、これまで高宮町に事業がなかったことを踏まえ、10人以下での開設に配慮し、異例な措置として実現したものです。今では、この単独事業で2箇所の児童クラブが設置されています。また、この事業に関わるスタッフも開設準備段階から地元住民をつのり、地域の子もたちと地域住民の新たな交流の場が生まれ、今後、児童クラブを通じて、地域の文化や知恵などの伝承等、得がたい体験と学習の場となることも期待されています。また、別な角度からこの放課後児童対策（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の課題について、小学校全児童数25名の高宮町川根地区では、教育委員会と住民自治組織が協議し、平成19年度から始まった文部科学省の制度「放課後子ども教室推進事業」を活用して、住民自治組織川根振興協議会が市教委から委託を受け、全児童を対象に放課後子供教室を開設しています。今後、こうした住民自治組織の活躍が期待されています。

安芸高田市では、放課後児童対策として補助事業の「放課後児童健全育成事業」、 「放課後子ども教室推進事業」、市単独事業の「安芸高田市放課後児童クラブ」3つの事業があります。現在、市内全域で放課後児童対策（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）のサービスが受けられるようになりました。

○住民自治組織の方向性

これからは、地方分権による地方自治の形成のため、自らの暮らしの課題について、自らが取り組むという姿勢を持つ、自立した住民組織の存在が不可欠です。この組織が、地域の様々な問題や課題を解決するために、地域の実情に即したきめ細かな対応や、住民同士の支えあいによる先駆的な事業や、住民ニーズに沿った事業の提供を行政と共に、効果的、柔軟に検討を行なっていかなければなりません。そのためには、組織がそれぞれの持てる力を発揮して市民と行政が一定の役割と責任分担を前提に活動していくことが大切です。

また、計画、実施の段階で住民自治組織が関わりを持ち、行政と一緒にとりくみ、住民が自らの手でまちづくりを行うこと。住民自治組織が、住民同士の支えあいによる新たな事業の



住民自治組織による児童見守り活動

担い手として機能していくことが、住民自治の実現に繋がり、広く住民の間に自治の意識を高め、地域を代表する重要な組織として活動の幅も広がっていくと考えます。

協働は住民主体のまちづくりや、住民によりきめ細かなサービスを提供するための取り組み手法の一つであり、経費の削減や行政が果たすべき役割責任を軽減することを目的として行うものではありません。効果的な施策の展開のため、人、物、金、情報などの有効活用が図られ、より的確な施策の展開が可能になるものです。結果的に経費削減につながる場合もありますが、あくまでも結果として生じるものです。

2 住民自治活動への支援

地域課題を克服し、自らの考えと行動によって、安心して暮らせる地域を創出しようとする住民自治組織及び連合組織の活動を育成支援しています。

(1) 財政支援

自治活動に伴う組織運営や事業活動に対し一定の財政支援を行っています。

- ① 活動支援助成2,400万円/6連合組織 組織運営や事業活動への助成。
- ② 事業支援助成1,800万円/6連合組織 特色ある事業への助成。

(2) 人的支援

① 地域振興推進員の設置

地域の実情に沿う共通の地域目標や将来像の設定、組織活動の方法、住民と行政の協働のあり方など、実践的な立場から住民自治活動の指導助言を行い、活発で継続的な住民活動を育成支援しています。

② 行政職員の地域活動への積極参加

職員が地域住民の一員として、住民自治組織の事務的なサポートを含め地域活動への積極的な関わりの中で、各種制度の紹介や市内の動きなどの情報提供を行います。職員の積極的な参加を通じて住民との信頼関係を構築し、継続的な地域活動を支えます。また、毎年、まちづくり職員研修を実施し職員のスキルアップを図っています。



まちづくり職員研修

③ 支援窓口の設置

自治振興課並びに旧6町を所管する地域振興担当課を設置し活動支援を行っています。

3 対話の場の確保

対話の場を確保するために、積極的に地域に出て住民自治組織と対話する機会を持ち、相互理解や特性を理解し、相手を知ろうとする、尊重する意識で信頼関係を築いていくこと。そしてお互いが上下の関係でなく、果たすべき役割や責任分担を明確にして横の関係を保つことに心がけ、市は自治組織の支援者としてではなく、同じ地域づくりの当事者としての意識を持つ必要があります。

地域の課題や将来展望等を共有し、住民と行政との協働のまちづくりを推進して行くため、住民の意向をまちづくりに反映することが大切です。これらの目的を達成するため、各種まちづくり懇談会を実施しています。

(1) 支所別懇談会

旧6町を単位とし、住民自治組織と連携しながら行政が主催して実施。

(2) 自治懇談会

住民自治組織を単位とし、掲げたテーマにより住民自治組織が主催して実施。

(3) 団体懇談会

女性会や老人会等の団体を単位とし、掲げたテーマにより団体が主催して実施。

4 まちづくり委員会の設置

まちづくりに住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するために、「まちづくり委員会」を条例で設置しました。まちづくり委員会は、日々の活動に汗する住民自治組織の代表を中心に30名で構成し、市内32の住民自治組織活動の継続と充実を図るための相互連携・情報交換や、各種まちづくり計画策定への参画、まちづくりに関わる調査研究を行うと共に、日々の住民活動を通じて得られた経験に基づいた施策や事業を行政へ提言する機能を有しています。

また、これらの機能を果たすために、平成19年度においてはまちづくり委員会に次の小委員会を設置し、旧町単位の連合組織6団体から地域福祉小委員会・安心安全小委員会はそれぞれ2名 計12名、市民フォーラム小委員会はそれぞれ1名 計6名の委員をおき、活動をしています。

(1) 地域福祉小委員会

少子化に対応した子育て支援、高齢化に対応した介護・生活支援、障害者の生活支援等について、住民自治組織での活動提案や行政への施策提言を行っています。

(2) 安心安全小委員会

近年子どもにふりかかる痛ましい事件を契機に、大きな問題になっている「子どもの安全」、高齢者を狙った「振り込め詐欺」等に対する防犯、集中豪雨をはじめとする災害時の防災について、住民自治組織での活動提案や行政への施策提言を行っています。



まちづくり委員会

(3) 市民フォーラム小委員会

安芸高田市のまちづくりに、住民が積極的に参画していく契機として合併初年度から行ってきた「市民フォーラム」は、これまで行政主導で行ってききましたが、まちづくり委員会で実行委員会を立ち上げ、市民の手により実施をしています。そのために必要な事項を協議し検討しています。

5 おわりに

協働事業を進めようとする、立場の違うもの同士が共通の目的を達成していく過程では、意見の対立など摩擦が生じるのは当然のことであり、摩擦を避けるのではなく、同じテーブルの上で話し合い、一つの結論へと意見を調整していかなければなりません。新たな事務が発生することもあります。よりよいまちづくりを行うために必要なものであり、部、課の枠を超えた事業への取り組みなど、柔軟で総合的な力が発揮できるよう体質改善する必要があります。また、行政からも積極的な情報提供を行い、お互いの情報を出し合い、共通認識のもと、広く意見を求め、その内容について検討し、必要に応じて施策に活かしていく意識を持ちながら、協働していくことや、事業の目的や目標を住民自治組織と共有し合意形成を行いながら取り組み、実践すること。などに注意しながら進めています。